

パネルディスカッション

自己紹介①

加反 真帆

(九州大学農学研究院・日本学術振興会特別研究員)



(調査地の写真@インドネシア・スマトラ島リアウ州の泥炭地 撮影：発表者)

通称使用を巡る手続き上の負担とそれに伴う精神的負担： 海外調査と成果発信の両側面から

加反真帆（九州大学大学院／日本学術振興会PD）

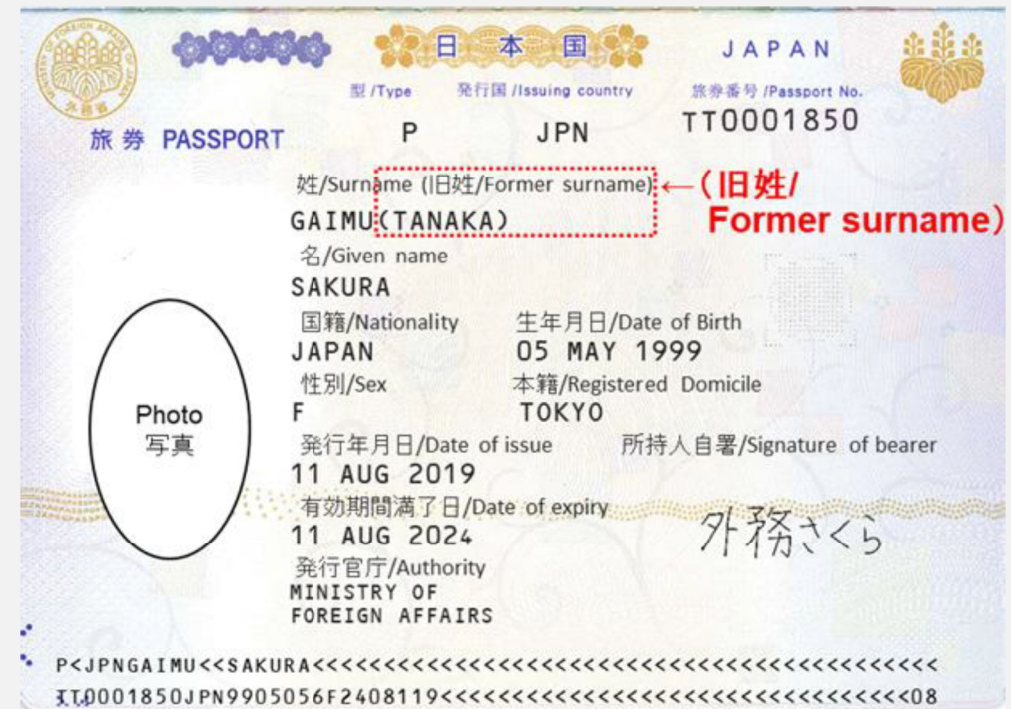
海外調査・成果発信における課題

インドネシアの場合

- 調査の流れ：倫理審査→調査ビザ→滞在許可→渡航可能（2～3か月要）
- 必要書類：パスポート、所属機関からの推薦状・カウンターパートからの推薦状・共同研究契約書、研究計画書【すべて**戸籍姓**で作成】
 - ※所属、身分、戸籍姓、パスポート番号のうち一つでも変更があれば**再申請**。
- 20～30代は、所属も変わりやすい時期。+**戸籍姓**が変わると**金銭的・時間的負担**がさらに増える【1回の申請にかかる費用：約5万円】。
- 調査ビザが切れるタイミングを踏まえて、婚姻時期を考える研究者もいる。
- 成果発信：調査・滞在許可上の**戸籍姓**と異なる**通称名**を用いる場合、現地の調査許可発給機関やカウンターパートから、理解を得る必要がある。

パスポートの別名併記制度のメリットとは

- 内閣府が2020年に公開した「**女性活躍加速**のための重点方針2020」では、パスポートへの旧姓併記にも言及。
- 旧姓の併記は旅券面に限られ、ICチップには反映されない。
- 査証や航空券との照合には使えず、渡航先での実務上の利用は**限定的**。
- 国内での本人確認用の書類として、パスポートを使用している人は少数派ではないか。
- **女性活躍加速につながるのか不明。**



旅券（パスポート）の別名併記制度について | 外務省

国内での研究活動：周囲の研究者の状況

- **①30代前半・女性研究者・調査地国外（研究活動で通称名使用）**
 - 女性限定の助成金の公募を巡る違和感「申請書に戸籍名、括弧内に通称名を記入」
 - ✓申請者側：戸籍名を使うのか、通称名を使うのか、都度説明
 - ✓事務側：支払い処理、報告書や論文成果の氏名の照合における手間
- **②20代前半・女性研究者・調査地国内**

選択的夫婦別姓制度が導入されても、すぐに社会の認識が変わらない（例 義両親）だろう。（義両親との関係性を優先し、別姓制度は利用しないと思う。）
- **最後に：プライバシーの尊重を重視する社会と現行の制度のズレ**
 - 個人情報やプライバシー保護の重要性が強調されている中で、婚姻に伴い一方の姓が必ず変わる（ほぼ女性）。結婚・離婚の事実を間接的に勤務先、財団、共同研究者などに知られる。〔事務的負担だけでなく、精神的負担もある〕

パネルディスカッション

自己紹介②

吉澤 和子

（（国研）産業技術総合研究所・特別研究員）

海外での通称利用に関する困りごと事例紹介



&それ以外の困りごと

- 氏名 吉澤和子
- 所属 産総研
- 職位 ポスドク
- 研究分野 地質・古生物

話題提供：「通称利用で大丈夫」は本当？



大丈夫なのは雇用中に改姓し、転職せず、海外で研究活動を行わない場合のみ
[体験談]

- ①海外の留学手続き
- ②人事関連の手続き

パスポートの記載

https://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/pss/page3_002789.html



少しでもリスクを回避するため、旧姓併記はしなかったすべての公的書類を戸籍姓で発行

①留学手続き：知り合いの研究者の体験談（イギリス）

研究者名が佐藤、戸籍名が鈴木、名前が美咲(すべて仮名)



この遅れにより、渡航に間に合わせるために
ビザ申請の優先権を9万円で購入

滞在中は3つの名前を使い分け
説明の煩雑さとリスクへの不安
旧姓は結局非公式の利用しかできない

滞在許可証

Misaki Suzuki

学生証

Misaki Suzuki Sato

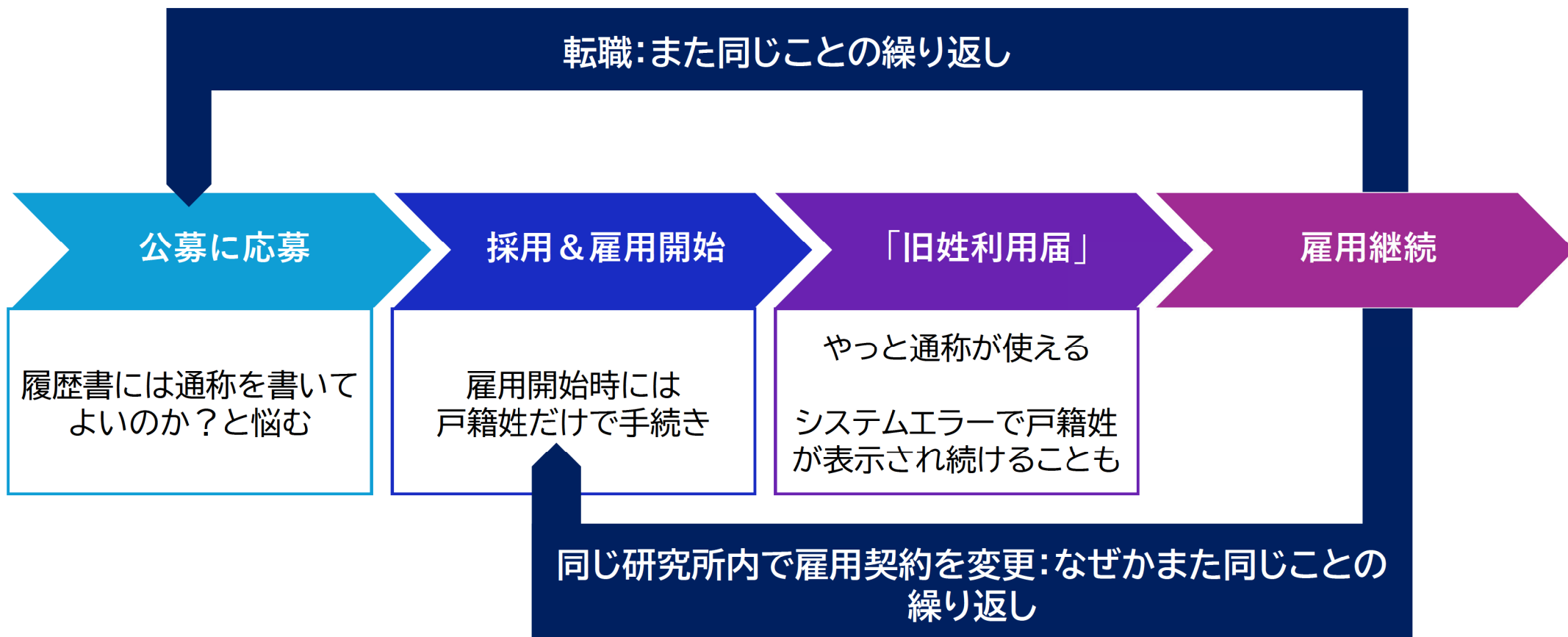
学会発表等

Misaki Sato

②人事関連の手続き

雇用手続きは戸籍姓しか使えないことが多い

任期付きのポストを渡り歩くことの多い研究者のキャリア早期と相性が悪い



パネルディスカッション

自己紹介③

飯島 令子

(日本技士会DEI委員会委員長・
パシフィックコンサルタンツ株式会社)

技術者における 夫婦別姓の課題

2025年10月11日

男女共同参画学協会連絡会シンポジウム



DEI委員会

飯島玲子

自己紹介

飯島 玲子 (いじま れいこ)

日本技術士会 DEI委員会委員長

パシフィックコンサルタンツ株式会社勤務

2017年に公益社団法人日本技術士会男女共同参画推進委員会(現DEI委員会)に参加, 2023年より現職

勤務先では約20年間, 技術職として都市計画, ユニバーサルデザイン等のコンサルティング業務に従事後, 2013年より本社部門にてESG経営に係る各種プロジェクト(DEI経営, 働き方改革, 人権方針, 健康経営等)に携わる

技術士(建設部門-都市及び地方計画, 総合技術監理部門)

国家資格キャリアコンサルタント

土木学会DEI委員会 顧問

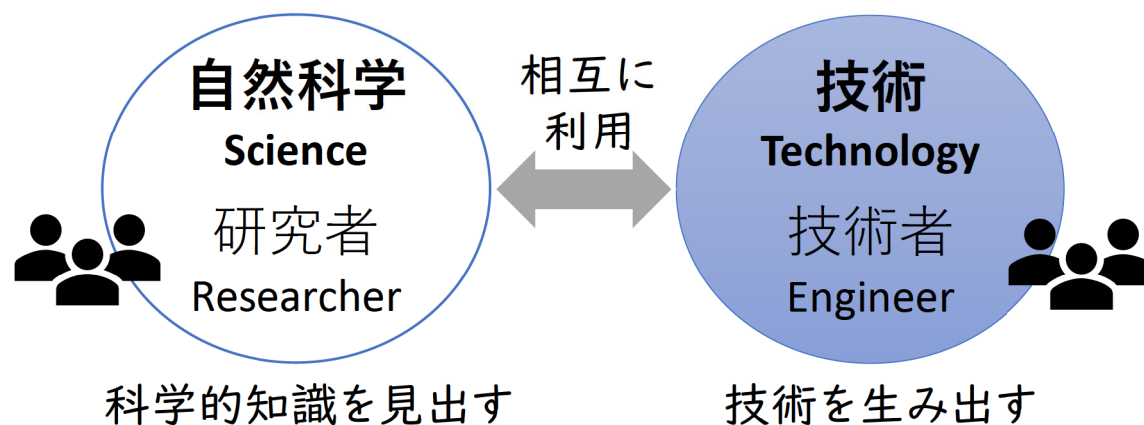
NPO法人女性技術士の会 理事



住民の方とまちづくりワークショップ

技術者とは

- 技術者は, 研究者が見出した科学的知識を応用し, 社会のニーズに応じて製品やシステム, サービスの開発・設計・運用等を担う専門職
- 企業や行政, インフラ関連の現場など, 実社会に密着した場で活動
- 研究者と技術者は相互に成果を利用しあっている



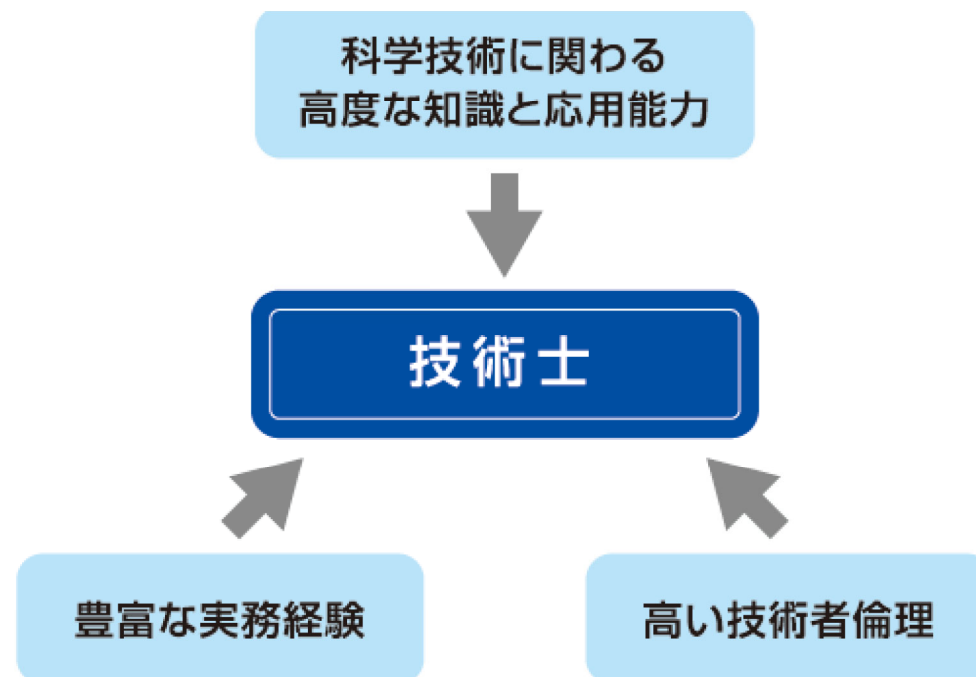
技術士とは

- 「技術士」は日本の科学技術における最高位の国家資格
- 科学技術に関するほぼ全ての分野（21の技術部門）をカバー

【21の技術部門】

機械、船舶・海洋、航空・宇宙、
電気電子、化学、繊維、金属、
資源工学、建設、上下水道、
衛生工学、農業、森林、水産、
経営工学、情報工学、応用理学、
生物工学、環境、原子力・放射線、
総合技術監理

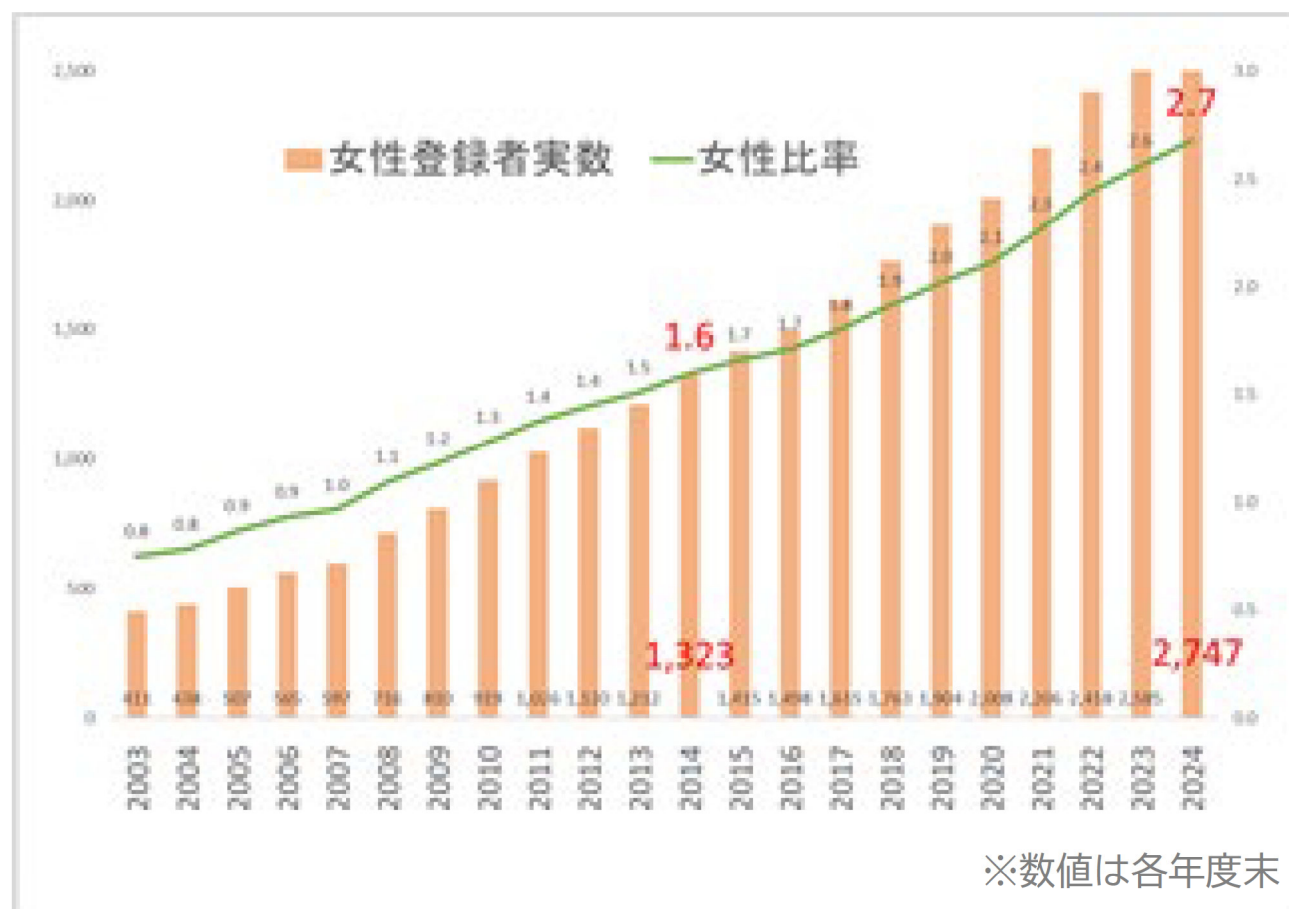
約10万人が登録



技術士に占める女性は約3%、10年で1ポイント増のみ

女性技術士は10年間で倍増し2,747名

技術士に占める女性割合は増加傾向にあるものの、10年間で1ポイント増にとどまり2.7%



日本技術士会はDEI推進を宣言

日本技術士会DEI推進宣言（概要図）

2025年3月14日策定

目指す姿

日本技術士会は、多様・多彩な技術者、技術をつなぐプラットフォームとして、誰もが能力を発揮し、誰もがその人らしく生きられる社会の実現に貢献します

Diversity (多様性)

性別、年齢、国籍、障害、知識、経験、専門性、価値観などの多様性を受け入れ、さらに高める

Equity (公平性)

すべての人が活躍できるよう、一人ひとりの個性や特性に応じた環境、ツールを公平に用意する

Inclusion (包摂性)

個性や特性のちがいを包摂することで、すべての人が能力を発揮し、組織全体で新たな価値を創出する

基本方針

DEIを推進する3つの「シンカ」

1. 意識の深化 ～DEI風土・文化の醸成～
2. 仕組みの進化 ～多様な技術士の活躍～
3. 社会貢献で真価 ～多様な技術による社会課題解決～

DEI（ダイバーシティ・エクイティ・インクルージョン）とは、多様性を包摂し、誰もが公平に活躍できる状態をつくり、新たな価値創出などの組織力を高めようという考え方

技術者の登録制度の例

技術士登録（国家資格）

業務実績は対外的な信頼、
受注において重要な情報

- 戸籍名に旧姓併記が可能
旧姓併記の場合、顧客はプライベートな情報を知り得る
- 氏名変更の都度、登録手数料が必要

テクリス登録（公共事業の業務実績登録）

- 戸籍名のみ、旧姓のみの登録が可能
- 変更時の手数料不要

*テクリス（TECRIS）とは、公共発注機関から発注された設計、測量、地質調査などの業務に関する実績情報や技術者情報、企業情報を登録・提供するデータベースシステム
JACIC（日本建設情報総合センター）が運用

経済界の負荷と要望

企業の負荷

- ダブルネームによるシステム改修や煩雑な管理がコスト増に
- 旧姓使用を認める企業は45.7%と半数以下（内閣府，H29年）

経済6団体が選択的夫婦別姓制度の早期実現を政府に要望

2024年3月8日国際女性デー

- 経済同友会、新経済連盟、日本経済団体連合会、他

経団連 筒井会長

2025年6月9日記者会見

<https://www.keidanren.or.jp/speech/kaiken/2025/0609.html>

- 肝要となるのは「選択肢のある社会」を実現すること

今後に向けて



制度の隙間にある問題に気づきやすくする

- 組織の構成員の多様性を高める
- 現状や取組み事例を広く共有する



見えにくい「心の傷」にも目を向ける

パネルディスカッション

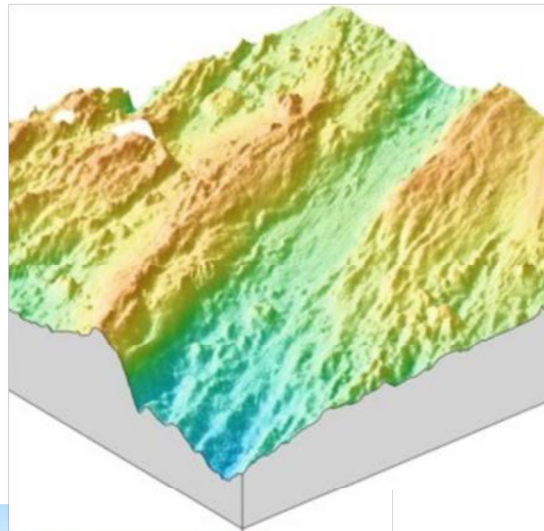
自己紹介④

沖野 郷子

(東京大学大気海洋研究所・教授)

自己紹介 沖野郷子 OKINO, Kyoko

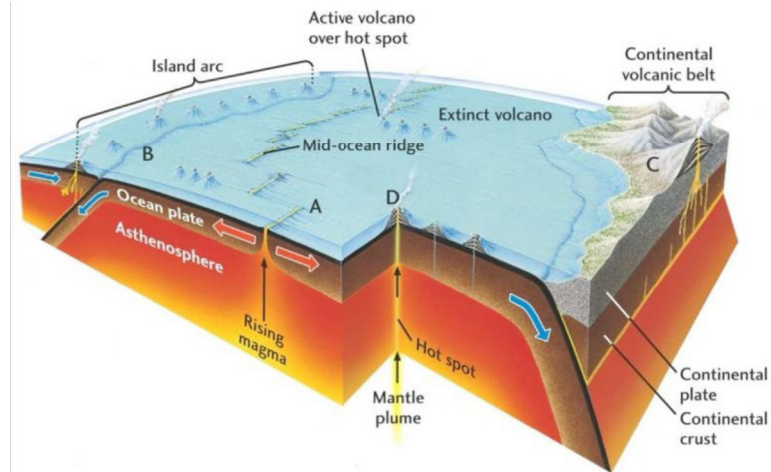
東京大学大気海洋研究所



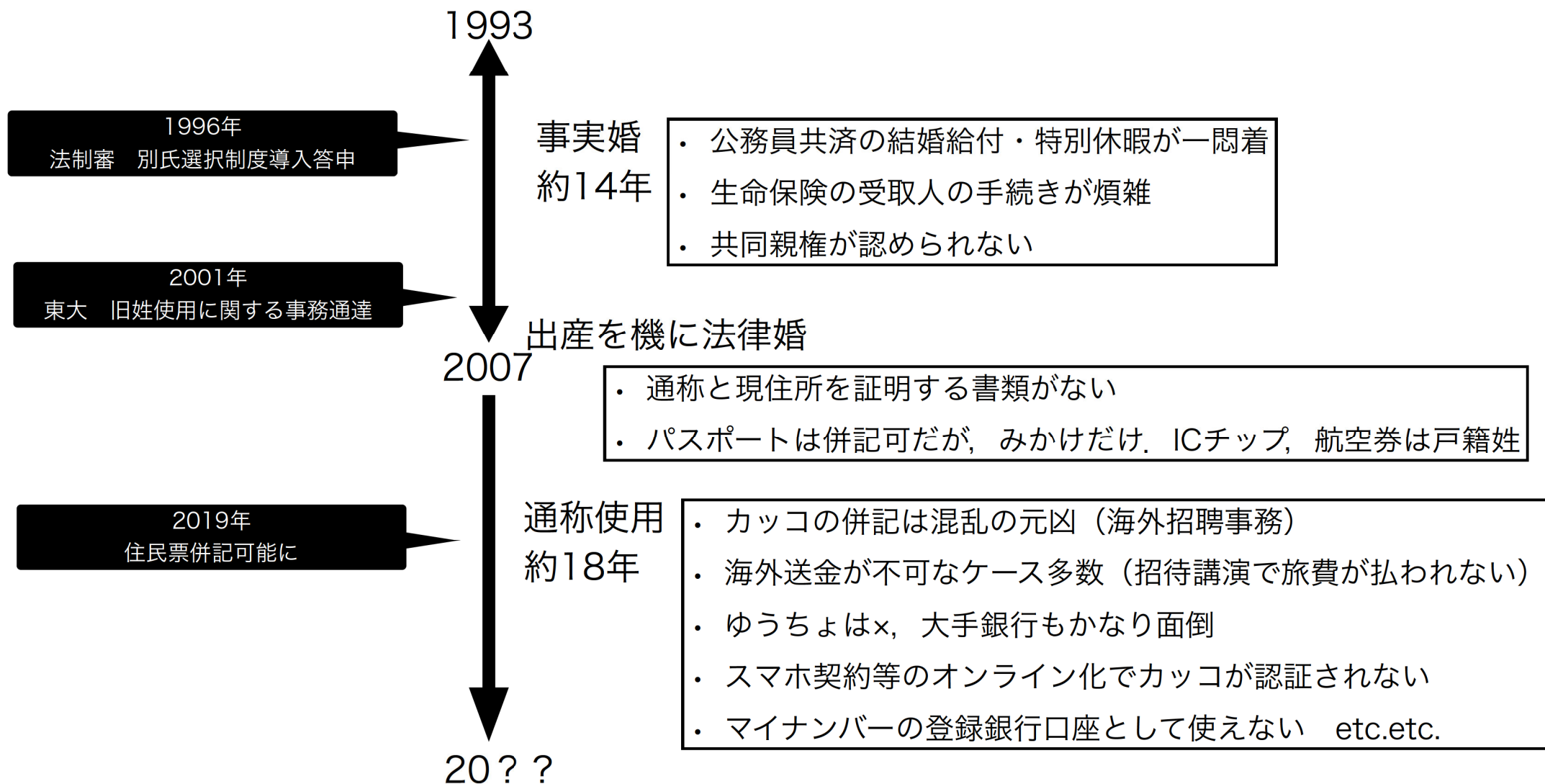
メインテーマ: 海洋底の多様性

さまざまな地形・構造はどのように生まれ、そして変化していくのか

研究船や深海探査機を使って、海底が新しく生まれるところを対象に、海底・海底下の構造の調査・研究をしています。



通称使用歴



「通称使用の拡大で問題ない」って本気か？

いかなる場合でも旧姓単記が認められれば確かに実質問題はないが

- ・ どう考えても「いかなる場合」になるとは思えない。住民票に旧姓併記が導入された際も、政府ウェブで「銀行口座や携帯電話の契約等に旧姓が使える」と喧伝されたが、不可もしくは恐ろしく手間がかかるケースが多い
- ・ 完全に「いかなる場合も」が満たされると、そもそも戸籍姓の存在意義がないので論理的に何言ってるんだかわからない

「通称使用拡大案」はなんのためか

- ・ 提案されているのは、「仕事上＝経済上の不利益をなくす」ことを目的とした通称使用拡大。社会の中での個人のありかたを問い直してはいない。
- ・ 名前は個人のアイデンティティの根幹部分であり、変更を余儀なくされるいわれはない。

「引き続き時間をかけて熟議を重ねる」って本気か？ いつまで？

1996 法制審「夫婦別氏選択制度導入の答申」

2003～ 国連女性差別撤廃委員会所見

30年！！

“次の世代がこういう問題で悩んだり，むだなエネルギーを使わない
ですむことを願いながら，「夫婦同氏・別氏の選択を可能にする民
法および戸籍法の改正に関する請願」に署名したところである．”

(森島啓子，1989)

追記 “娘が結婚する時になってもまだ民法改正は実現せず，結局彼
女は事実婚の道を選んだ”(1998)

パネルディスカッション (コーディネーター)

自己紹介⑤

田中 浩

(国際緑化推進センター・技術顧問／
(国研)森林研究・整備機構森林総合研究所・フェロー)

男性事実婚研究者の生活と意見 ー2.7%のマイノリティーとしてー

日本森林学会

田中 浩

自己紹介

田中 浩

森林総研フェロー。（公財）国際緑化推進センター技術顧問。
専門は、森林生態学、造林学。日本森林学会、日本生態学会。

1994年、間もなく選択的夫婦別姓が法制化される*と見込んで
事実婚を始め、**32年目**に入りました。息子一人。



私が改姓せず（妻もせず）、事実婚を選んだ理由

- ・妻は、改姓を望まなかった。
- ・私は、それならと改姓も少し考えたが、
 - 1) 手続きなどが面倒
 - 2) それなりに慣れ親しんだ名を変える必要は感じない
 - 3) 改姓するとわずかな過去の研究業績を失う
 - 4) 同分野の先輩研究者と同姓同名になり、紛らわしい（笑）
 - 5) 社会通念への若干の反発心

*1996年法務省が「民法の一部を改正する法律案要綱」を答申、改正法案を準備するが、与党自民党内での反対で、国会提出に至らず（2010年にも、改正法案実らず）。

事実婚とは？

二人が「結婚」の意思を持ち、共同生活を営んでいるが、婚姻届（法律上の要件として、同姓を選ぶ義務）を提出していない状態

～私たちの場合～

- ・ 神社で神前結婚式を親族と、職場仲間で披露パーティを行った
- ・ 住民票は「世帯主／妻（未届け）」
- ・ 社会生活は法律婚の夫婦とまったく同じで、
地域や学校、友人などから「家族」として認知されている

ただし「制度」ではない＝法的保障はない

事実婚での困りごと

研究生活には、当然だが、
全く影響なし

～これまで～

もし妻に何かあったら

- ・ 夫（私）に子どもの親権なし

もし片方が失業したら

- ・ 配偶者控除なし・配偶者手当なし
- ・ 国民年金3号被保険者になれず

もし海外に赴任したら

- ・ 配偶者ビザとれず

これまでは運良く（！）、何もなかった

～これから～

体が弱ったら

- ・ 夫婦で介護施設に入れないかも
- ・ 病院で手術や延命治療などの同意ができないかも

相手に先立たれたら

- ・ 相続権がない
- ・ 遺言による相続では多大な相続税
- ・ 生命保険が受け取れない
- ・ 住宅の居住権が保証されず

法的保障のない関係⇒もしもの時の不安

事実婚での子育て

別姓で「子どもが混乱するのでは」「差別を受けるのでは」という不安
→いつでも法律婚に移行できる準備をしていた。…が。

- ・ 家族の中では姓で呼ぶことはない
- ・ 子ども同士の呼び名は「とも（仮）くん」「小泉（仮）くん」
親の呼び名は「とも（仮）くんパパ」「小泉（仮）くんのお父さん」
- ・ サッカー少年団では「田中コーチ」
→姓が違って、団員の子もたちはすんなり受け入れてくれた。
 - ・ 外国人家庭や国際結婚家庭も身近に存在。
 - ・ 周囲の大人に偏見がなければ、子どもは素直に受け入れる。
- ・ PTAや子ども会活動、進学などにもとくに支障なかった。

**夫婦別姓・親子別姓での問題はまったく生じなかった
（息子本人もそう言っています）**

一方で、親が法律婚できないことを、息子も心配してくれている
→夫婦別姓が認められた上での法律婚を望んでいる

事実婚当事者としての願い

- ・ 夫婦ともに、生まれ持った姓を変えることなく
研究・仕事に取り組めるように
- ・ 夫婦と子どもが、1つの家族として法的保証のもと、
安心して暮らせるように
- ・ 子どもたちの世代が、「自分の名前のままで」
研究・仕事をし、結婚し、生きることができるよう

「選択的夫婦別姓制度」を法制化してほしい

事実婚男性研究者として感じたこと

- 身近に「改姓通称使用」「事実婚」を選択する男性研究者は、ほとんどいない（知り合いでは、研究所の先輩のN静さん、国立環境研のT中さんくらい）。

→**男性は改姓の当事者としての問題意識を持ちにくい。**

- 圧倒的なマイノリティーである事実婚を選んだことで、社会における固定観念や偏見に気づくことができた。

→**マジョリティーである男性がこれらに気づく必要がある。**

改姓当事者（多くは女性）の痛み・困りごとを、自分ごととして捉え、ともに解決をめざす姿勢でありたい。